

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：議員提出議案第2号

案 件 名：二宮町立中学校の進学に、自由選択制を導入することを求める決議

討論内容：

私は、本決議案については不採択の立場で討論いたします。

今回、決議案を出されましたのは、やはり、なかなか子どもたちが置かれている状況が改善されない、そういうところで1つは立ちというか、そういうことも反映しているのかなと思いました。

この中では、通学の問題と、それから、この自由選択制、この2つが明記されていると思います。まず、内容についてなんですけども、現行の制度でも提案者からる説明ございましたけども、いろいろな問題が起こっている。これはこの学校の問題だけではないと思いますけども、いろんな問題が起こっています。二宮町には、中学校が2つしかありません。これまで自由選択制を取り入れたところで指摘されている問題としては、学校が競争に置かれると。二宮町の場合ですと、2つの学校を競争に置くことになるわけです。ですから、施設の充実などは、そういうことで競っていただとよい面かもしれませんが、学校を選択するための情報が完全なものではございませんので、特定の先生の評判で、この先生が嫌だとか、それから、特定の高校の進学率、学力でこれを判断するとか、本来の人間を育てるという教育とか学習に差し障る、こういうことを強く心配していますし、取りやめたところでもやはりそういうことが問題になっていると。

それからあと、地域とのつながりが希薄になる。二宮町の場合、コミュニティ・スクールというのを1つの柱としてきたわけで、それをどう見ていくか、こういう大きな課題もあると考えています。

学校、地域、家庭の3者の信頼の上で学校教育というのは成り立つと私は考えているんですけども、議会のほうから決議という形でこういうものを求めていくということになると、学校教育への過度な干渉とも受け止められかねない、それを1つ心配しているところです。ですから、通学の不便、これは大変重要だと思いますけども、そこに焦点を当てて、地域をもって選択制を進めるとか、ちょっと通学の問題について焦点を当てていくということが1つは大切なんだと認識しました。

こどもの権利条約との関連で言いますと、やはり、このようなことこそ子どもたちに投げかけて、先生方の指導の下に意見をまとめていく、そういうことは、子どもたちがこの条例を決めていく中で参画をしていくという、本当に何にも勝る機会ではないかと思います。制服制定のときも、もう大体の方向ができてから子どもたちに相談すると、そういうことでしたので、私は非常に惜しい機会を逃してしまったと思うんです。

私事ですけども、中学校のとき校則で髪型をどうするかとか、通学のときのかばんをどうするか、こういうことを先生方と話し合う、そういうことをやってきましたよね。そういう機会が、やはり自分の権利を考えると、ただ自分の権利だけでは駄目だという、そういう部分も含めて、本当に機会になると思うんです。そういうことが、こどもの権利条例を決めていく上で、制定していく上で血肉になると私は考えています。

コロナ前、小中学校の学区編成について、議会のほうでは各小学校区、それから中学校区、それぞれで意見聴取、意見交換会をやったんです。それでもコロナのごたごたもありましたけども、議会としては、きちんとした方向性にまとまらなかったことはありますけども、非常に丁寧にやり

ました。

今回、全協で前回話がありまして、少し驚いているんです。この教育というのは、学校の制度というのは、一旦決めると10年はそれでやってみる、そういう長期的なものだと思うんです。ですから、本当に今、大変な思いをしている子どもたちはいるとしても、そこはそこで焦点を当てる、そして、大きな仕組みについては、きちんと時間を取って、議会として責任を持って保護者の方、子どもの意見も、賛成反対含めて聞く、こういうプロセスが私は必要であったんじゃないかと思うんです。

そういう意味で、今回の決議案については、内容もまだ検討をしますし、そして進め方についてもちよっと問題があるのではないかと、こういうふうに見受け止めております。そういうことで、不採択とさせていただきたいと思います。以上です。